

役員等の報酬と費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仁栄会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬と費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において「役員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 苦情解決第三者委員
- (5) 評議員選任・解任委員

(報 酬)

第3条 法人の役員等の報酬については、無報酬とする。

2 法人の経営する施設の長（以下「施設長」という。）及び職員が、法人の役員等を兼ねる場合についても、その報酬は、無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 法人の役員等が理事会、評議員会等への出席及び苦情解決事業、等に出席した場合は、自宅からの旅費（交通費・旅行雑費）の実費相当額を費用弁償する。

2 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け、研修会等の職務のため出張をした場合は、費用弁償として、その実費相当額の旅費（交通費・宿泊費・旅行雑費）を支給する。

3 前項の規定により支給する旅費の額は、施設職員旅費規程の定めるところにより、自宅からを基準として計算する。ただし、旅行雑費は、別表のとおりとする。

4 施設長及び職員が法人の役員等を兼ねる場合において支給する旅費の額は、施設職員旅費規程の定めるところによる。

(公 表)

第5条 法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1. この規程は平成14年4月1日から施行する。
2. 平成17年12月8日一部改正
3. 平成23年4月1日一部改正し、平成23年1月1日から適用する。
4. 平成28年4月1日一部改正
5. 平成29年5月30日一部改正し、平成29年4月1日から適用する。